

9条の会・北九州憲法ネット結成5周年記念憲法講演会

9条・生活をこわす「壊憲」にどう対抗するか 政権交代と憲法のゆくえ

2009年9月19日

森 英樹（龍谷大学）

8・30 総選挙結果を読む

投票率：69.28%（05年67.51% 28道県で70%超 現行制度で最高）

（1）民主党の「圧勝」：8・30選挙で308議席、自民「未曾有」の「傷跡」

	比例区（180）				小選挙区（300）			総計	
	得票数	率	議席数	率	得票率	議席数	率	議席数(前)	率
民主党	29844799	42.4	87	48.3	47.43	221	73.67	308(115)	64.2
自民党	18810217	26.7	55	30.6	38.68	64	21.33	119(300)	24.8
公明党	8054007	11.5	21	11.7	1.11	0	0.00	21(31)	4.4
共産党	4943886	7.0	9	5.0	4.22	0	0.00	9(9)	1.9
社民党	3006160	4.3	4	2.2	1.95	3	1.00	7(7)	1.5
みんな	3005199	4.3	3	1.7	0.87	2	0.67	5(4)	1.0
国民新	1219767	1.7	0	0	1.04	3	1.00	3(4)	0.6
新党日	528171	0.8	0	0	0.31	1	0.33	1(0)	0.2
無・諸派	958049	1.4	0	0	4.39	6	2.00	7(8)	1.5

典型的な「小選挙区制効果」 真逆の結末

05年総選挙の小選挙区選挙結果

- ・自民 47.8%得票で議席占有率 73.0%
- ・民主 36.4%得票で議席占有率 17.3%

09年総選挙の小選挙区選挙結果

- ・自民 38.6%得票で議席占有率 21.3%
- ・民主 47.4%得票で議席占有率 73.7%

比例区も「比例力」脆弱

- ・11ブロック比例区制度の問題

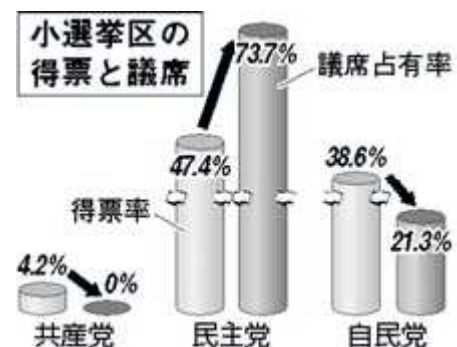
例：四国比例区定数6では「比例」しない

- ・大政党に有利なドント式比例配分

投票総数7058万票のうち死票3270万票（「死票」率46.3%）。最高は高知1区67.5%

- ・衆院の総定数（480）を各党比例票で配分した場合の試算

民主党	42.4%	204議席(-104)	自民党	26.7%	128議席(+9)
公明党	11.5%	55議席(+34)	共産党	7%	34議席(+25)
社民党	4.3%	21議席(+14)	みんな	4.3%	21議席(+16)
国民新	1.7%	8議席(+5)	新党日	0.8%	4議席(+3)



あらためて問う、「小選挙区比例代表並立制」の非民主性

- ・民意「集約」の小選挙区制と民意「反映」の比例代表制との「並立」というウソ
異なる制度哲学の選挙制度を重複立候補制 + 惜敗率制度で連動させた「哲学の貧困」
- ・「政党本位・政策本位の選挙制度」のまやかし(土下座・絶叫・哀願・連呼・地元密着…)
- ・似て非なるドイツ「小選挙区比例代表併用制」との対比
- ・1989年リクルート事件を契機に始まった小沢「政治改革」から20年目、小沢主導で成立した1994年「政治改革」法から15年目で「開花」した小沢戦略

(2) 改憲派議員の後退

「新憲法制定議員同盟」(会長・中曽根康弘元首相)所属衆院議員の大量落選

- ・議員同盟所属前衆議院議員139名(内自民122) 再選は53名(内自民39)のみ
- ・議員同盟所属「大物」議員の落選
「会長代理」: 中山太郎(衆院憲法調査会長)
「顧問」: 海部俊樹元首相、丹羽雄哉元自民党総務会長・中川昭一元財務・金融相、山崎拓元自民党副総裁、綿貫民輔国民新党前代表など。【鳩山由紀夫も顧問】
「副会長」: 島村宜伸元農水相、深谷隆司元通産相、堀内光雄元自民党総務会長
「幹事長」: 愛知和男元防衛庁長官

当選議員の改憲に対する態度の変化(毎日新聞候補者アンケートの再集計: 9月1日付)

- ・改憲一般に賛成68%(05年84%)、反対18%(8%)
 - ・憲法9条改憲に賛成34%、反対51%
 - ・集団的自衛権行使禁止の政府憲法解釈を見直すべき37%、見直す必要なし50%
- 軍需利権団体「日米平和・文化交流協会(秋山直紀専務理事)」の理事全滅
- ・久間会長・井上喜一理事・斉藤斗志二理事・綿貫民輔理事の落選【前原誠司は元理事】

(3) 改憲反対の世論の下支え

- ・読売「改憲」賛否世論調査: 1993年「賛成」多数化~2004年上げ止まり~2008年逆転
- ・改憲賛成の下降化と「9条の会」の前進(04年6月呼びかけ 08年4月7035)

民主圧勝・民社国連立政権でどうなる憲法

(1) 民主党マニフェスト【A】と連立政権政策合意【B】【資料参照】

- ・改憲問題: 【A】では「論憲」から「創憲」へ
【B】では抽象的な「憲法三原則遵守」
- ・安保問題: 【A】では「緊密で対等な日米同盟関係」に立って「地位協定改定を提起し、米軍再編や在日米軍基地のあり方についても見直しの方向で臨む。」
【B】でも、結局この表現で合意。

- ・自衛隊海外出動：【A】では「国連 PKO 参加」「海賊対処活動の実施」「貨物検査実施」
【B】では「国連平和維持活動等での主体的役割」と「アフガニスタンの実態を踏まえた支援策」のみ。
- ・重点は「税の無駄使い一掃と国民生活立て直し」 【A】所要額 7.1 兆円と「財源」議論

(2) 9条改憲は遠のいたが…

自民党「政権公約 2009 13 自主憲法の制定」は国民的拒否を受けた。が…

鳩山新首相の改憲論『新憲法試案』(2005年2月・PHP研究所): 鳩山一郎のDNA?

- ・連続史観と天皇元首論
 - 「前文 …この憲法は、明治 22 年憲法…の伝統を受け継ぐ」
 - 「第 1 条 2 日本国は、国民統合の象徴である天皇を元首とする」
- ・「友愛」改憲論
 - 「自立と共生を両輪とした民主主義政治の確立を目指した友愛革命…そのような理念の下で、国家を構想していくと、どうしても憲法改正が必要になる」
- ・戦力禁止条項の廃止と「自衛軍」規定
 - 「憲法 9 条 2 項という現行憲法の最も欺瞞的な部分」を削除し「第 50 条(自衛軍) 日本国は、自らの独立と安全を確保するため、自衛軍を保持する」との規定をおく。
- ・集団的自衛権行使容認
 - 「今の法制局解釈のように、いたずらに集団的自衛権のハードルを高く設定していることが、われわれの外交政策における選択肢を狭め、国益を損なうことになってはいはないか。この憲法試案は、このような観点から、集団的自衛権の制限的な行使を容認するという立場に立つ。」
- ・小選挙区制による改憲という戦略
 - 「祖父鳩山一郎が小選挙区制に変えようと試みたのは、憲法を変えるために…安定した与党を作らなければならなかったからである。…私には祖父の DNA が存している。」
 - 小沢一郎の「政治改革」と改憲(サンデー毎日 9 月 13 日号の「民主党関係者の予測」)
 - 「衆院比例定数を 80 削減」の真意 = 比例区を廃止して、400 議席をすべて選挙区選挙に = 300 選挙区を 1 人区 200 と 2 人区 100 に再編 保守二大政党制へ
 - ・共産党・社民党の完全排除
 - ・公明党は参議院党化で取り込む
 - 改憲は事実上の大連立で実現！！

焦点 = 当面の「壊憲」動向

) 自民党政権末期に駆け込みの軍事政策提言

- ・2009年6月9日 自民党国防部会防衛政策小委員会「提言・新防衛政策大綱について」
- 「専守防衛・非核三原則の堅持、軍事大国にならない、予防的先制攻撃の否定」を言いつつも、「集団的自衛権行使禁止の憲法解釈の変更、武器輸出 3 原則の見直し、軍事費漸減の見直し」、そして「憲法改正」を求める。

- ・ 2009 年 8 月 4 日 安全保障と防衛力に関する懇談会・報告書
 - 「専守防衛」の見直し、集団的自衛権行使禁止の憲法解釈の変更、武器輸出 3 原則の修正、敵基地攻撃能力保有の検討、海外派兵恒久法の早期制定を求める。
 - 迫りくる「防衛計画の大綱」見直し期限 2009 年 12 月
-) 非核三原則と暴露された「密約」【9 月 10 日・鳩山・志位会談で「調査・公表」で合意】
-) 対米軍事協力の維持・拡大か「見直し」か【民社国連立協議の未決着部分】
 - ・ 新テロ特措法(無料 GS 法)の期限切れ【9 月 10 日・モレル米国防省報道官の即応批判】
 - 旧法 2001 年 11 月成立、03、05、06 年に延長して 07 年安部退陣で 11 月期限切れ
 - 新法 2008 年 1 月参議院否決・衆議院再可決 期限切れ 2010 年 1 月 16 日
 - 7 月 29 日鳩山「延長はしない」明言 しかし「給油」された米軍は、誤爆も含めて大量殺戮を今日もやっている！！
 - ・ 米によるアフガニスタン軍事支援拡大要請への対応
 - 77 兆円を投じた米軍事行動で事態は泥沼化している！！
 - ・ 沖縄・普天間基地の辺野古移転問題
 - 選挙期間中鳩山「できれば国外移設、最低でも県外移設」発言 ならば SACO 合意 破棄 米國務省ケリー報道官の批判発言 民主党のトーンダウン 3 党合意
 - ・ 海賊行為対処法への対応、貨物検査特措法案の取り扱い
-) 改憲手続法の施行：2010 年 5 月 18 日
 - ・ 「論憲」から「創憲」に転じた民主党
 - ・ 改憲手続法に残る未決定部分
 - 18 歳投票権と選挙権・成人規定の調整（附則 3 条）
 - 公務員政治活動全面禁止法制との調整（附則 11 条）
 - 予備的国民投票制度の検討（附則 12 条）
 - ・ 18 項目にのぼる参議院附帯決議の「検討事項」(まったく手付かず)
 - 国民投票の対象・範囲（「重大事項」の取り扱い）
 - 改憲事項をくくるときの「関連性」の判断基準
 - 最低投票率制度の是非
 - 罰則の構成要件明確化 メディア有料広告規制・・・
-)そして生活破壊の「壊憲」をどこまで制御できるか

憲法から点検する日米民主党への「政権交代」

(1) 9 条改憲を求める米軍事戦略 = transformation (「再編」ではなく「変身」)

なぜ transformation か？

- ・ 膨大な軍事費の米財政圧迫 冷戦型重厚長大同盟国常駐体制から機動的即応体制へ
- ・ グローバル「市場経済」への異議申立て地帯：「不安定の弧 (arc of instability)」 transformation の唯一の外国拠点として在日米軍・自衛隊を「変身」させる

ブッシュ政権以前から構想されていた transformation

- ・クリントン政権の国防次官補ジョセフ・ナイと同代理カート・キャンベルが構想
- ・カート・キャンベルが国務省・東アジア太平洋担当次官補に就任
- ・ブッシュ政権が「9・11 事件より前」に採用した戦略（9・11 謀略説）

(2) 米国の政権交代 = オバマ政権と transformation

画期的なオバマ大統領誕生

- ・初の黒人大統領 米国史に深刻な黒人差別・マイノリティ差別への異議申立て
- ・Barack Hussein OBAMA Jr.への期待：単独行動主義(unilateralism)からの change
- ・グアンタナモ収容所閉鎖、医療保険制度改革、高額給与企業幹部批判・・・
- ・4月5日ブラハ演説「核を使用した唯一の保有国としての道義的責任」
- ・6月4日カイロ演説「イスラム世界との和解」
- ・7月7日モスクワ演説「米口関係のリセット」

しかし、軍事面での「帝国アメリカ」の大統領という面

- ・イラクからの撤退：2010年までに戦闘部隊撤退 しかし「非戦闘部隊」5万は残留
 - ・アフガニスタン戦争には17000人増派、「テロとの戦争」は強化 はや泥沼化
 - ・軍事面での政府高官配置：国防長官ロバート・ゲーツはブッシュ政権のまま
 - ・安全保障問題補佐官に NATO 軍最高司令官ジョーンズ、親イスラエルの副大統領・・・
 - ・1月20日就任演説ではイスラエル問題触れず、22日に「イスラエル自衛権支持」
- 米民主党時代に策定した transformation をオバマ政権も継承
- ・クリントン長官初の訪問先、オバマ大統領初の外国首脳会談相手が日本だった意味
 - ・オバマの申し出で行われた鳩山との非公開電話会談で何が話し合われたか？

多くの政策が change しても、日米軍事同盟とその「変身」には change なし？

内政面でもはや行き詰まり 支持率下降（8月26日ギャラップ調査 51% 1月62%）

(3) 日本の政権交代 = 民主党政権誕生に込められた想いを下支えする

政権交代の原因 = 生活破壊への国民的怒り、生活回復への期待の受け皿となった民主党
生命 (life) と生活 (life) を大切にす憲法政治 憲法9条と憲法25条をつなぐ
直面する民主マニフェスト財源問題

- ・民主マニフェストの所要額計7.1兆円 財源：無駄使い一掃 + 埋蔵金 + 補正未執行予算
 - ・しかし政策論争・連立協議で封印・回避されてきた「軍事費・対米協力費」
- 民主に吹いた期待の「風」を「ゲンブク運動」に！
- ・イージス艦一隻1500億、PAC3一発5億、SM3一発20億、実験7分で355億...
 - ・米軍経費5700億（「思いやり」予算1927億）、グアム移転6000億、再編総計3兆円...
 - ・90式戦車340両体制の「更新」に5720億円、燃料費毎年1800億円...
 - ・官僚統治による「税金無駄使い」への怒り 守屋次官疑獄事件を忘れるな！

【資料】

民主党政権政策マニフェスト 2009

5 原則

- 1 官僚丸投げの政治から、政権党が責任を持つ政治家主導の政治へ。
- 2 政府と与党を使い分ける二元体制から、内閣の下の政策決定に一元化へ。
- 3 各省の縦割りの省益から、官邸主導の国益へ。
- 4 タテ型の利権社会から、ヨコ型の絆（きずな）の社会へ。
- 5 中央集権から、地域主権へ。

5 策

- 1 政府に大臣、副大臣、政務官、大臣補佐官などの国会議員約 100 人を配置し、政務三役を中心に政治主導で政策を立案、調整、決定する。
- 2 各大臣は、各省の長としての役割と同時に、内閣の一員としての役割を重視する。「閣僚委員会」の活用により、閣僚を先頭に政治家自ら困難な課題を調整する。事務次官会議は廃止し、意思決定は政治家が行う。
- 3 官邸機能を強化し、総理直属の「国家戦略局」を設置し、官民の優秀な人材を結集して、新時代の国家ビジョンを創り、政治主導で予算の骨格を策定する。
- 4 事務次官・局長などの幹部人事は、政治主導の下で業績の評価に基づく新たな幹部人事制度を確立する。政府の幹部職員の行動規範を定める。
- 5 天下り、渡りの斡旋を全面的に禁止する。国民的な観点から、行政全般を見直す「行政刷新会議」を設置し、全ての予算や制度の精査を行い、無駄や不正を排除する。…

5 つの約束 + 政策各論【 】内は所要額

- ① ムダづかい 国の総予算 207 兆円を全面組み替え。税金のムダづかいと天下りを根絶。議員の世襲と企業団体献金の禁止。衆院比例定数を 80 削減し参院定数も準じて削減。
- ② 子育て・教育 自己負担なしの出産支援【2000 億円】中学卒業まで 1 人当たり年 31 万 2000 円の「子ども手当」支給【3 兆円】。高校は実質無償化し、大学は奨学金を大幅に拡充【9000 億円】。母子加算復活・父子扶養手当創設等【500 億円】。保育所待機児童の解消。教育格差是正・教員増員などの教育環境の充実【600 億円】
- ③ 年金・医療 「年金通帳」で消えない年金。月額 7 万円の最低保障年金。年金受給者の税負担軽減【2400 億円】。後期高齢者医療制度の廃止【8500 億円】。医師の数 1.5 倍問う医療制度改善【9000 億円】。被爆者援護の拡充。介護労働者賃金の 4 万円引上げ【8000 億円】。障害者自立支援法廃止【400 億円】
- ④ 地域主権 地方自主財源の大幅増。農業の戸別所得補償制度を創設【1.4 兆円】。自動車暫定税率の廃止【2.5 兆円】。高速道路の無料化【1.3 兆円】。郵政事業の抜本見直し【100 億円】。
- ⑤ 雇用・経済 中小企業法人税率を 11% に引下げ【2500 億円】。月額 10 万円の手当つき職業訓練制度【5000 億円】。全労働者の雇用保険【3000 億円】。最低賃金千円【2200 億円】。

地球温暖化対策を強力に推進し、新産業を育成。

マニフェスト政策各論（「5つの約束」に続き）

- ⑥ 消費者・人権：消費者の権利・安全確保【400億円】。災害・犯罪対策【500億円】
取調べ可視化・冤罪防止【90億円】。人権救済機関創設・人権条約議定書批准。

⑦ 外交【9条政策】

51．緊密で対等な日米関係を築く

- 日本外交の基盤として緊密で対等な日米同盟関係をつくるため、主体的な外交戦略を構築した上で、米国と役割を分担しながら日本の責任を積極的に果たす。
- 米国との間で自由貿易協定(FTA)の交渉を促進し、貿易・投資の自由化を進める。その際、食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内農業・農村の振興等を損なわない。
- 地位協定改定を提起し、米軍再編や在日米軍基地のあり方についても見直しの方向で臨む。

52．東アジア共同体の構築をめざし、アジア外交を強化する

- 中国、韓国をはじめ、アジア諸国との信頼関係の構築に全力を挙げる。
- 通商、金融、エネルギー、環境、災害救援、感染症対策等の分野において、アジア・太平洋地域の域内協力体制を確立する。
- アジア・太平洋諸国をはじめとして、世界の国々との投資・労働や知的財産など広い分野を含む経済連携協定(EPA)、自由貿易協定(FTA)の交渉を積極的に推進する。その際、食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内農業・農村の振興などを損なわない。

53．北朝鮮の核保有を認めない

- 北朝鮮が繰り返す核実験とミサイル発射は、わが国および国際の平和と安定に対する明白な脅威であり、断じて容認できない。
- 核・化学・生物兵器やミサイルの開発・保有・配備を放棄させるため、米韓中ロなどの国際社会と協力しながら、貨物検査の実施を含め断固とした措置をとる。
- 拉致問題はわが国に対する主権侵害かつ重大な人権侵害であり、国の責任において解決に全力を尽くす。

54．世界の平和と繁栄を実現する

- 国連を重視した世界平和の構築を目指し、国連改革を主導するなど重要な役割を果たす。
- わが国の主体的判断と民主的統制の下、国連の平和維持活動(PKO)等に参加して平和の構築に向けた役割を果たす。
- 海上輸送の安全確保と国際貢献のため、適正な手続きで海賊対処のための活動を実施。
- 紛争解決制度の充実等や農業を含む政策の根本的見直しにより、世界貿易機関(WTO)交渉妥結に向けて指導力を発揮するなど、貿易・投資の自由化を推進する。

55．核兵器廃絶の先頭に立ち、テロの脅威を除去する

- 北東アジア地域の非核化をめざす。
- 包括的核実験禁止条約の早期発効、兵器用核分裂性物質生産禁止条約の早期実現。
- 2010年の核拡散防止条約(NPT)再検討会議において主導的な役割を果たす。

○テロとその温床を除去するため、NGO とも連携しつつ、経済的支援、統治機構の強化、人道復興支援活動等の実施を検討し、「貧困の根絶」と「国家の再建」に役割を果たす。

そして最後に別枠で改憲問題

国民の自由闊達な憲法論議を

「憲法とは公権力の行使を制限するために主権者が定める根本規範である」というのが近代立憲主義における憲法の定義です。決して一時の内閣が、その目指すべき社会像やみずからの重視する伝統・価値をうたったり、国民に道徳や義務を課すための規範ではありません。民主党は、「国民主権」「基本的人権の尊重」「平和主義」という現行憲法の原理は国民の確信によりしっかりと支えられていると考えており、これらを大切にしながら、真に立憲主義を確立し「憲法は国民とともにある」という観点から、現行憲法に足らざる点があれば補い、改めるべき点があれば改めることを国民の皆さんに責任を持って提案していきます。民主党は 2005 年秋にまとめた「憲法提言」をもとに、今後も国民の皆さんとの自由闊達な憲法論議を各地で行ない、国民の多くの皆さんが改正を求め、かつ、国会内の広範かつ円満な合意形成ができる事項があるかどうか、慎重かつ積極的に検討していきます。

民主党・憲法提言(2005年10月31日)の9条論

(1)わが国の安全保障活動に関する4原則

戦後日本が培ってきた平和主義の考えに徹する日本国憲法の「平和主義」は、「主権在民(国民主権)」、「基本的人権の尊重」と並ぶ、憲法の根本規範である。今後の憲法論議に際しても、この基本精神を土台とし、わが国のことのみならず、国際社会の平和を脅かすものに対して、国連主導の国際活動と協調してこれに対処していく姿勢を貫く。

国連憲章上の「制約された自衛権」について明確にする

先の戦争が「自衛権」の名の下で遂行されたという反省の上に立って、日本国憲法に「制約された自衛権」を明確にする。すなわち、国連憲章第51条に記された「自衛権」は、国連の集団安全保障活動が作動するまでの間の、緊急避難的な活動に限定されているものである。これは、戦後わが国が培った「専守防衛」の考えに重なるものである。これにより、政府の恣意的解釈による自衛権の行使を抑制し、国際法及び憲法の下での厳格な運用を確立していく。

国連の集団安全保障活動を明確に位置づける

憲法に何らかの形で、国連が主導する集団安全保障活動への参加を位置づけ、曖昧で恣意的な解釈を排除し、明確な規定を設ける。これにより、国際連合における正統な意志決定に基づく安全保障活動とその他の活動を明確に区分し、後者に対しては日本国民の意志としてこれに参加しないことを明確にする。こうした姿勢に基づき、現状において国連集団安全保障活動の一環として展開されている国連多国籍軍の活動や国連平和維持活動(PKO)への参加を可能にする。それらは、その活動の範囲内においては集団安全保障活動としての武力の行使をも含むものであるが、その関与の程度については日本国が自主的に選択する。

「民主的統制」(シビリアン・コントロール)の考えを明確にする

集団安全保障活動への参加や自衛権の行使にかかる指揮権の明確化をはかる。同時に、「民主的統制」に関

する規定を設けて、緊急時における指揮権の発動手続や国会による承認手続など、軍事的組織に関するシビリアン・コントロール機能を確保する。その従来の考え方は文民統制であったが、今日においては、国民の代表機関である「国会のチェック機能」を確実にすることが基本でなければならない。

(2)わが国において安全保障に係る原則を生かすための二つの条件

武力の行使については最大限抑制的であること

新たに明記される「自衛権」についても、戦後日本が培ってきた「専守防衛」の考えに徹し、必要最小限の武力の行使にとどめることが基本でなければいけない。また、国連主導の集団安全保障活動への参加においても、武力の行使については強い抑制的姿勢の下に置かれるべきである。そのガイドラインについては、憲法附属法たる安全保障基本法等に明示される。

憲法附属法として「安全保障基本法(仮称)」を定めること

広く「人間の安全保障」を含めてわが国の安全保障に関する基本姿勢を明らかにするとともに、民主的統制(シビリアン・コントロール)にかかる詳細規定や国連待機部隊等の具体的な組織整備にかかる規定および緊急事態に係る行動原則など、安全保障に関する基本的規範を取り込んだ「基本法」を制定する必要がある。この基本法は憲法附属法としての性格を有するものとして位置づけられる。

連立政権政策合意文書(2009年9月9日)全文

(1)三党連立政権合意書

民主党、社会民主党、国民新党の三党は、第45回衆議院総選挙で国民が示した政権交代の審判を受け、新しい連立政権を樹立することとし、その発足に当たり、次の通り合意した。

- 一 三党連立政権は、政権交代という民意に従い、国民の負託に応えることを確認する。
- 二 三党は、連立政権樹立に当たり、別紙の政策合意に至ったことを確認する。
- 三 調整が必要な政策は、三党党首クラスによる基本政策閣僚委員会において議論し、その結果を閣議に諮り、決していくことを確認する。

2009年9月9日

民主党代表(鳩山由紀夫) 社会民主党党首(福島瑞穂) 国民新党代表(亀井静香)

(2)連立政権樹立に当たっての政策合意

2009年9月9日

民主党 社会民主党 国民新党

国民は今回の総選挙で、新しい政権を求める歴史的審判を下した。

その選択は、長きにわたり既得権益構造の上に座り、官僚支配を許してきた自民党政を根底から転換し、政策を根本から改めることを求めるものである。

民主党、社会民主党、国民新党は連立政権樹立に当たって、2009年8月14日の「衆議院選挙にあたっての共通政策」を踏まえ、以下の実施に全力を傾注していくことを確認する。

小泉内閣が主導した競争至上主義の経済政策をはじめとした相次ぐ自公政権の失政によって、国民生活、地域経済は疲弊し、雇用不安が増大し、社会保障・教育のセーフティネットはほころびを露呈している。

国民からの負託は、税金のムダづかいを一掃し、国民生活を支援することを通じ、我が国の経済社会の安定と成長を促す政策の実施にある。

連立政権は、家計に対する支援を最重点と位置づけ、国民の可処分所得を増やし、消費の拡大につなげる。また中小企業、農業など地域を支える経済基盤を強化し、年金・医療・介護など社会保障制度や雇用制度を信頼できる、持続可能な制度へと組み替えていく。さらに地球温暖化対策として、低炭素社会構築のための社会制度の改革、新産業の育成等を進め、雇用の確保を図る。こうした施策を展開することによって、日本経済を内需主導の経済へと転換を図り、安定した経済成長を実現し、国民生活の立て直しを図っていく。

記

1. 速やかなインフルエンザ対策、災害対策、緊急雇用対策

当面する懸案事項であるインフルエンザ対策について、予防、感染拡大防止、治療について、国民に情報を開示しつつ、強力で進める。

各地の豪雨被害、地震被害、また天候不順による被害に対し速やかに対応する。

深刻化する雇用情勢を踏まえ、速やかに緊急雇用対策を検討する。

2. 消費税率の据え置き

現行の消費税5%は据え置くこととし、今回の選挙において負託された政権担当期間中において、歳出の見直し等の努力を最大限行い、税率引き上げは行わない。

3. 郵政事業の抜本的見直し

国民生活を確保し、地域社会を活性化すること等を目的に、郵政事業の抜本的な見直しに取り組む。

「日本郵政」「ゆうちょ銀行」「かんぽ生命」の株式売却を凍結する法律を速やかに成立させる。日本郵政グループ各社のサービスと経営の実態を精査し、「郵政事業の4分社化」を見直し、郵便局のサービスを全国あまねく公平にかつ利用者本位の簡便な方法で利用できる仕組みを再構築する。

郵便局で郵便、貯金、保険の一体的なサービスが受けられるようにする。

株式保有を含む日本郵政グループ各社のあり方を検討し、国民の利便性を高める。

上記を踏まえ、郵政事業の抜本見直しの具体策を協議し、郵政改革基本法案を速やかに作成し、その成立を図る。

4. 子育て、仕事と家庭の両立への支援

安心して子どもを産み、育て、さらに仕事と家庭を両立させることができる環境を整備する。

出産の経済的負担を軽減し、「子ども手当(仮称)」を創設する。保育所の増設を図り、質の高い保育の確保、待機児童の解消につとめる。学童保育についても拡充を図る。

「子どもの貧困」解消を図り、2009 年度に廃止された生活保護の母子加算を復活する。母子家庭と同様に、父子家庭にも児童扶養手当を支給する。

高校教育を実質無償化する。

5. 年金・医療・介護など社会保障制度の充実

「社会保障費の自然増を年 2,200 億円抑制する」との「経済財政運営の基本方針」(骨太方針)は廃止する。

「消えた年金」「消された年金」問題の解決に集中的に取り組みつつ、国民が信頼できる、一元的で公平な年金制度を確立する。「所得比例年金」「最低保障年金」を組み合わせることで、低年金、無年金問題を解決し、転職にも対応できる制度とする。

後期高齢者医療制度は廃止し、医療制度に対する国民の信頼を高め、国民皆保険を守る。廃止に伴う国民健康保険の負担増は国が支援する。

医療費(GDP比)の先進国(OECD)並みの確保を目指す。

介護労働者の待遇改善で人材を確保し、安心できる介護制度を確立する。

「障害者自立支援法」は廃止し、「制度の谷間」がなく、利用者の応能負担を基本とする総合的な制度をつくる。

6. 雇用対策の強化 労働者派遣法の抜本改正

「日雇い派遣」「スポット派遣」の禁止のみならず、「登録型派遣」は原則禁止して安定した雇用とする。製造業派遣も原則的に禁止する。違法派遣の場合の「直接雇用みなし制度」の創設、マージン率の情報公開など、「派遣業法」から「派遣労働者保護法」にあらためる。

職業訓練期間中に手当を支給する「求職者支援制度」を創設する。

雇用保険の全ての労働者への適用、最低賃金の引き上げを進める。

男・女、正規・非正規間の均等待遇の実現を図る。

7. 地域の活性化

国と地方の協議を法制化し、地方の声、現場の声を聞きながら、国と地方の役割を見直し、地方に権限を大幅に移譲する。

地方が自由に使えるお金を増やし、自治体が地域のニーズに適切に応えられるようにする。

生産に要する費用と販売価格との差額を基本とする戸別所得補償制度を販売農業者に対して実施し、農業を再生させる。

中小企業に対する支援を強化し、大企業による下請けいじめなど不公正な取引を禁止するための法整備、政府系金融機関による貸付制度や信用保証制度の拡充を図る。

中小企業に対する「貸し渋り・貸しはがし防止法(仮称)」を成立させ、貸付け債務の返済期限の延長、貸付けの条件の変更を可能とする。個人の住宅ローンに関しても、返済期限の延長、貸付け条件の変更を可能とする。

8. 地球温暖化対策の推進

温暖化ガス抑制の国際的枠組みに主要排出国の参加を求め、政府の中期目標を見直し、国際社会で日本の役割を果たす。【2020年までに1990年比25%削減】

低炭素社会構築を国家戦略に組み込み、地球温暖化対策の基本法の速やかな制定を図る。国内の地球温暖化対策を推進し、環境技術の研究開発・実用化を進め、既存技術を含めてその技術の普及を図るための仕組みを創設し、雇用を創出する新産業として育成を図る。

新エネルギーの開発・普及、省エネルギー推進等に、幅広い国民参加のもとで積極的に取り組む。

9. 自立した外交で、世界に貢献

国際社会におけるわが国の役割を改めて認識し、主体的な国際貢献策を明らかにしつつ、世界の国々と協調しながら国際貢献を進めていく。個別的には、国連平和維持活動、災害時における国際協力活動、地球温暖化・生物多様性などの環境外交、貿易投資の自由化、感染症対策などで主体的役割を果たす。

主体的な外交戦略を構築し、緊密で対等な日米同盟関係をつくる。日米協力の推進によって未来志向の関係を築くことで、より強固な相互の信頼を醸成しつつ、沖縄県民の負担軽減の観点から、日米地位協定の改定を提起し、米軍再編や在日米軍基地のあり方についても見直しの方向で臨む。

中国、韓国をはじめ、アジア・太平洋地域の信頼関係と協力体制を確立し、東アジア共同体（仮称）の構築をめざす。

国際的な協調体制のもと、北朝鮮による核兵器やミサイルの開発をやめさせ、拉致問題の解決に全力をあげる。

包括的核実験禁止条約の早期発効、兵器用核分裂性物質生産禁止条約の早期実現に取り組み、核拡散防止条約再検討会議において主導的な役割を果たすなど、核軍縮・核兵器廃絶の先頭に立つ。

テロの温床を除去するために、アフガニスタンの実態を踏まえた支援策を検討し、「貧困の根絶」と「国家の再建」に主体的役割を果たす。

10. 憲法

唯一の被爆国として、日本国憲法の「平和主義」をはじめ「国民主権」「基本的人権の尊重」の三原則の遵守を確認するとともに、憲法の保障する諸権利の実現を第一とし、国民の生活再建に全力を挙げる。

以上